

栃木県イノシシ管理計画（五期計画）

（令和 6(2024) 年 3 月策定）

栃木県

1 計画策定の背景及び目的	1
(1) 背景	1
(2) 目的	1
2 管理すべき鳥獣の種類	1
3 計画期間	1
4 管理を行う区域	1
5 現状と課題	2
(1) 生息状況	2
(2) 被害状況	2
(3) 対策状況	3
(4) 課題の整理	6
6 留意すべき基本的事項	6
(1) 生態	6
(2) 総合的な対策	6
7 基本的な対策方針	6
(1) 地域ぐるみの総合的な対策の推進	6
(2) 効果的な捕獲の推進	7
8 講ずべき対策	7
(1) 防護	7
(2) 環境整備	7
(3) 捕獲	7
(4) 捕獲体制の整備	10
(5) 地域ぐるみの対策	11
(6) 市街地等出没による人身被害の防止	11
(7) 豚熱等対策	11
9 計画の実施体制	11
(1) 合意形成	11
(2) 特定鳥獣保護管理地域計画等の作成	12
(3) 役割分担	12
(4) 計画の評価	13
10 その他管理のために必要な事項	13
(1) 鳥獣被害防止実施隊の設置促進	13
(2) 調査・研究の推進	13
(3) 隣接県等との協力	14
(4) 捕獲個体の有効利用	14
(5) 普及啓発	14
資料 1	15
資料 2	16
附属図表	17

1 計画策定の背景及び目的

(1) 背景

本県に生息するイノシシは、生息数の増加と生息域の拡大に伴い、ほぼ県内全域にわたり農業被害を発生させるなど、人との軋轢を引き起こしている。このため、県は農業被害の軽減等により人とイノシシのすみ分けを図ることを目的として、平成 18(2006)年度に「イノシシ保護管理計画」(H18.11～H22.3)を、平成 22(2010)年度に「イノシシ保護管理計画（二期計画）」(H22.4～H27.5)を策定し、各種対策を実施してきた。

一方、国は平成 25(2013)年 8 月に全国のイノシシの生息数を推定し結果を公表するとともに、同年 12 月には「抜本的な鳥獣捕獲強化対策」(農林水産省、環境省)において、ニホンジカ及びイノシシの生息数を、当面の目標として 10 年後（令和 5(2023)年度）までに半減させる方針を打ち出した。そして、国は平成 26(2014)年に「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を改正し、増えすぎた鳥獣は捕獲等により積極的に管理していくこととした。

こうした国の方針に基づき、県は平成 27(2015)年度に「イノシシ管理計画（三期計画）」(H27.5～H30.3)を平成 30(2018)年度に「イノシシ管理計画（四期計画）」(H30.4～R6.3)を策定した。三期計画では、捕獲の担い手の現状等を考慮した上で、捕獲目標を年間 8,000 頭(後に 10,000 頭に修正)に設定し、積極的に「捕獲」に取り組むとともに、ヤブの刈払い等による「環境整備」、電気柵の設置等による「防護」を組み合わせた総合的な対策を講じてきた。四期計画では、半減目標を確実に達成するために捕獲目標を年間 13,000 頭に引き上げ、捕獲の強化に取り組んだ。その結果半減目標を達成し、生息数を 10,000 頭以下にすることが出来た。

しかしながら依然として、獣種別の農業被害ではイノシシによる被害が最も多く、県内でも感染が確認されている豚熱の感染拡大防止や、今後国内への侵入が懸念されているアフリカ豚熱(ASF)への対策も必要であることから、今般「イノシシ管理計画（五期計画）」(R6.4～R12.3)を策定し、市町等の行政機関、関係団体、狩猟者及び県民等の各主体がイノシシの管理への取組を実施する際の方針を示す。

(2) 目的

イノシシ (*Sus scrofa*) の科学的・計画的な管理により、人とイノシシとのすみ分けをし、農林業等被害の軽減及び生物多様性の保全を図る。

2 管理すべき鳥獣の種類

イノシシ (*Sus scrofa*)

3 計画期間

令和 6(2024)年 4 月 1 日～令和 12(2030)年 3 月 31 日(6 年間)

ただし、今後の捕獲頭数や生息状況の変化等に柔軟に対応できるよう 3 年後に見直すこととする。

4 管理を行う区域

県内全域の 25 市町とする。

5 現状と課題

(1) 生息状況

① 生息環境

イノシシは、常緑広葉樹林、落葉広葉樹林、平野部などに広く分布する。本県における主な生息地である中山間地域では、過疎化・高齢化や生活・生産様式の変化により、人間の活動が低下してきている。このことは、集落周辺の農地や里山林の管理不足の原因となり、耕作放棄地の増加、イノシシに餌場や隠れ場所といった好適な生息環境を提供する結果につながっている。

さらに近年では、河川敷のヤブを移動経路やすみかとしていることが確認されており、周辺の農地等における農業被害や人身被害が懸念されている。

② 生息数及び生息域

ア 生息数

令和5(2023)年度に、これまでの捕獲数や生息数と相関のある指標の推移に着目した統計学的手法を用いて生息数の再推定を行った。

その結果、令和4(2022)年度末の生息数は、9,328頭（中央値、50%信用区間上限値14,422頭、下限値6,474頭）であり、平成25(2013)年度末の23,500頭から減少傾向で推移し、四期計画の目標である11,700頭を達成していると推定された（資料1）。これまで推進してきた捕獲の効果とともに、令和2(2020)年度以降に発生が確認されている豚熱の影響が現れていると推測される。

また、県内を5km四方のメッシュに区切りメッシュ毎の生息数を推定したところ、矢板市・塩谷町の南部、日光市の北部、栃木市、鹿沼市、佐野市、足利市、東部では那須烏山市、益子町、茂木町といった、森林と河川、農地、市街地が混在している地域で個体数が多くなっていた（資料2）。

イ 生息域

近世の栃木県においては、平野部を含めて広い範囲にイノシシが分布していたが、明治時代に入り、土地開発の進展に伴って平野部の生息地は急激に失われるとともに、無秩序な狩猟や銃器の普及により、分布は山間部に限定されるに至った。その後、県西部では明治30年前後に豚コレラ（現在は豚熱）が流行し絶滅したため、県内では県東部に分布するのみとなっていた。

しかし、平成5(1993)年頃から県南西部での分布が確認され、平成15(2003)年には県南西部の広い地域に分布が拡大した。さらに、県北部では平成12(2000)年度に初めて捕獲があった後、急速に分布が拡大し、近年では南部の渡良瀬遊水地やその周辺市町でも分布がみられるなど、全ての市町において生息が確認されている（図1）。

(2) 被害状況

令和4(2022)年度の県内の獣類による農業被害額は約1億4,600万円であり、このうちイノシシ被害が最も多く約7,000万円（全体の48%）を占めている。これを経年的にみると、平成27(2015)

年度に1億7,700万円と過去最大になった後、近年は減少傾向にあり1億円を下回っている（図2）。農作物別では、稻や野菜、いも類の被害が多く、これらで全体の約8割を占めている。

また、人身被害は近年数件ずつ発生しており、イノシシとの衝突等により令和2（2020）年度に軽傷事故3件、令和3（2021）年度に軽傷事故3件、令和4（2022）年度に軽傷事故2件となっている（図3）。

（3）対策状況

① 防護

農業被害の防止を図る上で、農地をワイヤーメッシュ柵（金網柵）、電気柵等の侵入防止柵で囲うことが有効である。県内では市町が主体となり、侵入防止柵が設置されている（図4）。

その結果、対策が進んでいる地域では被害の減少が確認されている一方、侵入防止柵の設置が遅れている地域や設置後の維持管理が不足している地域において被害が増加する傾向にある。

② 環境整備

イノシシを集落に寄せ付けないためには、イノシシの隠れ場所となる耕作放棄地の刈払いや非意図的な餌付けの原因となるくず野菜等の投棄防止、放任果樹の伐採等の対策が効果的である。

県は、野生獣による被害が発生、あるいは発生するおそれのある農地などに隣接する里山林を緩衝帯として整備するため、平成20（2008）年度から、「とちぎの元気な森づくり県民税」を活用した獣害軽減のための里山林整備事業を実施し、令和元（2019）年度末までに合計3,034haの整備が実施されている（図5）。また、耕作放棄地についても、国や県の事業が活用され、刈払いが行われている。

里山林整備事業を実施した集落のうち一部の集落では、実施前後においてセンサーカメラによるイノシシの出没頻度の調査が実施され、刈払いの効果が確認されている。

しかし、刈払いを行った集落において、人手不足等の理由に対策後の管理ができず、刈り払った場所が再びヤブ化してしまうなどの問題が発生している。

また、近年、河川敷のヤブを生息地や移動経路とすることにより、周辺農地への農業被害のみならず人身被害等も発生していることから、令和元（2019）年度から河川敷のヤブを刈り払う「有害鳥獣河川敷緩衝帯整備事業」を実施し、令和4（2022）年度までに思川などで約75haの整備を行っている。

③ 捕獲

イノシシ管理計画（四期計画）において設定した捕獲目標13,000頭を達成するため、県は市町が行う有害鳥獣捕獲活動の経費支援や狩猟期間の延長等の規制緩和による捕獲の推進、捕獲の担い手の確保・育成等の対策を実施している。

ア 捕獲数の推移

令和4（2022）年度は5,801頭（有害捕獲等5,121頭、狩猟680頭）が捕獲された。令和2

(2020)年度までは1万頭以上の捕獲があったが、野生イノシシへの豚熱感染が拡大した令和3(2021)年度以降は5千頭程度に減少している（図6）。

イ 捕獲場所

県内の捕獲場所を比較すると、平成30(2018)～令和4(2022)年度の実績では、有害捕獲等、狩猟とともに足利市、佐野市、栃木市で捕獲が多くなっている（図1）。

また近年では、河川敷のヤブを移動経路やすみかとして利用して生息分布が拡大しており、これまで捕獲がなかった小山市、野木町でも捕獲が確認され、その後生息密度が増加している。

ウ 捕獲時期

有害捕獲等については、堅果類の豊凶等の要因により、年によって時期毎の捕獲状況が大きく異なり、堅果類が不作であった平成28(2016)年度は、10月に捕獲数が急激に増加し、それ以降は徐々に減少する傾向であった。一方、堅果類が豊作であった平成29(2017)年度は、11月に捕獲数（約1,000頭）が最も多くなり、その数は平成28(2016)年度の10月（約1,800頭）に比べ約6割にも満たなかった（図7）。令和4(2022)年度は堅果類の結実の度合いが明確に高いとは言えなかったことから、10月に捕獲数が急増し、それ以降は徐々に減少する傾向であり、ピーク月前後の捕獲数の推移は平成28(2016)年度と同様の傾向であった。このことから、その年の環境によって捕獲数が変動することが確認されている。

本県における狩猟期間は、生息が確認されている地域では11月1日～3月15日（11月1日～15日はわな猟に限る。）となっているが、狩猟期間前半の11月下旬に最も多く捕獲され、それ以降は徐々に減少する傾向である。近年は、豚熱の影響もあり減少傾向であったが、増加に転じている。（図8）。

エ 猟具

捕獲の大部分はわなによるものであるが、捕獲数が多い県南西部においては、他地域に比べ箱わなによる捕獲が多くなっている（表1）。有害捕獲等では平成28(2016)年度以降、箱わなが減少し、くくりわなによる捕獲が箱わなを上回っている。狩猟ではくくりわなによる捕獲が多く、次いで銃による捕獲が多い。（図9、10）。箱わなは一度に複数頭を捕獲できることがメリットであるが、警戒心が比較的低い幼獣から捕獲される傾向があり、親や成獣は幼獣が捕獲される様子から箱わなの危険性を学習することで、結果的に捕獲困難なイノシシが増えてしまうことが懸念される。

また、堅果類が豊作である年は、自然界にあるエサが豊富となり、箱わなに誘引するためのエサの魅力が相対的に低くなり、捕獲数が大きく減少することが確認されている。

オ 捕獲努力量

有害捕獲等については、以前に比べ銃が減少する一方、くくり罠が増加しており、狩猟については、銃やくくり罠による捕獲がやや減少傾向である。（図11、12）

カ 狩猟者の状況

狩猟者登録数は、最も多かった昭和51(1976)年に比べ5分の1程度に減少しているが、近年では下げ止まりの傾向にある（図13）。また、第一種、第二種銃猟の登録者数は減少する一方で、わな猟の登録者は増加しており、狩猟登録者に占める令和4(2022)年度のわな

獣登録者の割合は、41%と令和3(2021)年度に次いで過去2番目の高さとなった（図14）。

昭和50年代には全体の1割程度であった60歳以上の狩猟者は、平成25(2013)年度には約7割となっており、高齢化が進行していたが、近年は30代、40代の狩猟者が増える傾向にある（図15）。新規狩猟免許取得者は近年増加傾向にあり、毎年300名前後で推移している（図16）。近年は特に、わな免許の取得者が増加する傾向にある。一方で、狩猟免許取得者が狩猟者登録をしないで、免許を失効してしまう例も見受けられることから、初心者の定着にむけた施策が必要となっている。

④ 地域ぐるみの対策

本県ではイノシシ等の野生鳥獣による被害を軽減するため、地域ぐるみの対策を推進している。対策を実施するためには指導者となる人材が必要となることから、県は宇都宮大学と連携して研修会を実施し、各地域での鳥獣害対策の指導者となる人材（地域リーダー）の育成を行っている。

また、平成26(2014)～28(2016)年度には「獣害に強い集落づくり推進事業」を実施し、モデル集落として選定した13の集落に獣害対策の専門家である鳥獣管理士を配置し、年間を通して獣害対策に取組んできた。その結果、対策を行った集落では、「被害が減少した」、「獣害の知識が高まった」、「住民のつながりが強くなった」等の一定の成果があったことをアンケート調査により確認した。

なお、平成29(2017)年度からは「とちぎ獣害対策アドバイザー派遣事業」として、これまでの事業で実践した効果的な対策を県内に広く普及することを目的として、集落に鳥獣管理士等を派遣している。令和4(2022)年度は12の集落で地域ぐるみの対策を推進し、地域住民が鳥獣被害対策に関する知識を習得するとともに、対策の重要性についての意識向上が図られ、侵入防止柵の設置やヤブの刈払い等を実施することにより、鳥獣被害が減少する等の成果も出てきている。

⑤ 豚熱等対策

豚熱（CSF : Classical Swine Fever）は豚及びイノシシが感染する強い伝播性と致死性を持つ疾病で、平成30(2018)年9月、国内で26年ぶりに岐阜県の養豚場で発生し、直後に岐阜県の野生イノシシにおいても豚熱感染が確認されている。現在では、本州と四国のほぼ全域で野生イノシシの豚熱感染が確認されている。本県では令和2(2020)年11月24日に、那須塩原市で発見された野生の死亡イノシシにおいて豚熱感染が確認されて以降、県内の野生イノシシに広く豚熱が浸潤している。

アフリカ豚熱（ASF : African Swine Fever）は豚及びイノシシが感染する強い致死性の疾病で、これまで日本での発生は確認されていないが、アフリカやユーラシア（日本など一部を除く）全域に感染が拡大している。アフリカ豚熱には、有効なワクチンや治療法がないため、野生イノシシにアフリカ豚熱が侵入した際には、初動対応により確実な封じ込めが必要となる。

野生イノシシにおいて豚熱やアフリカ豚熱がまん延すると、環境中のウイルス濃度が上昇し、飼養豚の感染リスクが高まる。農場で豚熱とアフリカ豚熱が発生すると、養豚業のみならず、地域全体に大変大きな影響を与える。そのため、野生イノシシにおける豚熱のまん延防止及び

アフリカ豚熱の初動対応による封じ込めが必要である。

本県では、防疫対策として、関係機関での情報共有及び養豚場における飼養衛生管理基準遵守の徹底、野生イノシシでの豚熱・アフリカ豚熱浸潤状況調査（サーベイランス）の実施、野生イノシシへの豚熱経口ワクチン散布、捕獲従事者に対する防疫徹底のための研修及び消毒資材の配布を行っている。

また、野生イノシシによる豚熱やアフリカ豚熱の感染拡大防止対策として、県内全域を捕獲重点エリアとして設定し、わなの増強配備等により野生イノシシの捕獲を強化している。

(4) 課題の整理

平野部では河川敷のヤブ等を移動経路やすみかとして利用し、周辺の農地等の被害が生じているため、河川敷内における緩衝帯整備のほか、捕獲や周辺農地の防護等の基本対策を推進する必要がある。

四期計画で設定した半減目標は達成し、農業被害も減少したものの、依然として農業被害額の多くはイノシシが占めているほか、市街地出没による人身事故も発生しているため、引き続き人とイノシシのすみ分けを図っていく必要がある。

豚熱対策や今後国内への侵入が懸念されるアフリカ豚熱への対策が必要不可欠である。

捕獲の担い手である狩猟者の減少や高齢化に伴い、引き続き狩猟者の確保・育成及び負担軽減が必要である。

6 留意すべき基本的事項

(1) 生態

イノシシはシカと異なり、森林内で生息している限りは人との軋轢はほとんど生じず、農地や市街地等の人間の生活圏に出没することで農業被害や人身被害等が発生する。

イノシシの自然増加率の年変動は大きいが、好適な環境が提供されると個体数は急激に増加する。

(2) 総合的な対策

イノシシの管理は、地域全体の生息数を減少させるだけでなく、守るべき農地に防護柵を設置し（防護）、併せてイノシシの隠れ場所や移動経路となる耕作放棄地や河川敷のヤブ等を解消し（環境整備）、被害を発生させている個体（特に繁殖可能な個体）を優先的に捕まえる（捕獲）ことが重要である。これらの被害対策の「3本柱」を地域ぐるみで総合的に実施することで、人とイノシシのすみ分けを図り、軋轢を解消することが可能になると考えられる。

対策にあたっては、地域の住民が正しい知識と効果的な対策手法を理解し、住民一人ひとりが目的意識を持ち、自らの役割を認識して対策に取り組む必要がある。

7 基本的な対策方針

(1) 地域ぐるみの総合的な対策の推進

守るべき農地に侵入防止柵を設置する。併せて、農地周辺のヤブを刈払い、放置果樹を除去し、農地に出没するイノシシを捕獲する。これらの対策を地域ぐるみで行い、設置や管理に要する労

力を軽減することで、継続的な対策を行う。

(2) 効果的な捕獲の推進

農業被害や生息数を増加させない為の効果的な捕獲を実施するとともに、設定した捕獲目標の達成を目指す。

現在実証している鼻くくり罠やICTを活用した罠など、新しい捕獲方法を普及し、捕獲効率の向上を図るとともに、錯誤捕獲の防止や安全な止めさしによる人身事故の低減を目指す。

8 講すべき対策

(1) 防護

農業被害を軽減するためには、守るべき農地に電気柵等の侵入防止柵を設置することが有効であるが、地域による対策の温度差や設置後の維持管理の負担があるため、柵の設置が遅れている地域において被害が深刻化している。また、柵の種類ごとの特性や原理への理解不足から効果が十分に得られていないことがある。

したがって、侵入防止柵の設置については、設置後の維持管理体制を念頭に置き、柵の種類や設置場所等を決定し、集落単位で効率的・計画的に実施する。

また、生息域が拡大している地域においては、被害が深刻になる前に侵入防止柵の設置や環境整備等を組み合わせ被害を防止する。

① 農業被害の目標

農業被害額は減少傾向にあるものの、依然イノシシによる農業被害の約5割を占めている。農業被害の指標として、令和5(2023)年度に農業集落アンケートを実施した。今後は、農業集落アンケートを活用した状況の把握と対策の評価を行い、対策を推進すべき地域を抽出し、地域ぐるみの対策につなげる。

(2) 環境整備

イノシシは、見通しのよい農地等に侵入する場合は相当警戒することから、耕作放棄地や河川敷のヤブ、農地に接する里山林を整備し、緩衝帯を設けることで人とイノシシのすみ分けを図る。

また、人間には不要となった生ゴミ、廃棄野菜及びカキやクリ等の不要果樹は、イノシシのエサとなり、集落に誘引することになるので、適切に処理する。

なお、緩衝帯の整備にあたっては、地域住民や土地管理者等の関係者が協力して行い、再びヤブに戻らないように、整備後の維持管理体制を十分に協議しておく必要がある。

(3) 捕獲

効果的な捕獲を推進するために、捕獲目標を設定し、その達成に向けて関係者が一丸となって取組んでいくこととする。

① 捕獲目標の設定（資料1）

令和5(2023)年度に生息数を再推定した結果、令和4(2022)年度末の生息数は9,328頭であった。

将来の生息数については、国の掲げる方針を考慮すると共に、農業被害の低減や豚熱等の拡大防止を目的とし、令和4(2022)年度末生息数から更に半減させるものとして設定し、令和10(2028)年度末までに4,700頭とすることを目指す。

このため、当面の捕獲目標を年間4,600頭とし、令和9(2027)年度以降については、捕獲目標の達成状況や被害状況等を踏まえて見直すこととする。(資料1)。

② 有害鳥獣捕獲（個体数調整を含む）による捕獲の推進

市町が行う有害鳥獣捕獲については、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（以下「鳥獣被害防止特措法」という。）に基づく被害防止計画に定めた目標の達成に向けて取り組むものとし、併せて、有害捕獲従事者への捕獲奨励により捕獲を推進する。

捕獲の実施に当たっては、以下のとおり捕獲の目的を明確にし、効果的な捕獲を実施するよう努める。

ア 農業被害軽減のための捕獲

一般的にイノシシの行動域は1km²程度であることから、農業被害の軽減を図るために、農地から離れた山林内で捕獲するよりも、被害発生農地の周辺（約600m範囲内）にわなを設置し、加害個体を狙って捕獲を行う。

箱わなを使用する際は、なるべく守るべき農地にある作物と異なるエサで誘引し、守るべき農地で更なる被害が発生しないように注意する。

イ 生息数を減少させるための捕獲

加害個体を捕獲しても、次々に他の個体が農地周辺に出没する場合には、山林内の生息数を減少させる必要があるため、死亡率の高い幼獣ではなく、繁殖可能個体（成獣）を狙って捕獲を行う。

箱わなを使用する際は、イノシシの足跡やセンサーダブル等により繁殖可能個体の誘引状況を確認したり、トリガーの位置をより奥に設置したりすることで、繁殖可能個体を取り逃がさないようにする。

なお、箱わなに対する警戒心が高い個体が増えている場合や堅果類の豊作等により自然界的なエサが豊富にある場合は、箱わなによる捕獲の効率が下がるため、くくりわなを使用する等の工夫を行う。

③ 狩猟による捕獲の促進

狩猟については、趣味や資源利用としての側面だけでなく、鳥獣の個体数調整の手段として、鳥獣による被害の未然防止に資する役割を果たしており、その社会的役割の理解を促進し、協力を要請していく。

狩猟による捕獲を促進するため、以下の狩猟規制の緩和等を行う。

ア 狩猟期間の延長

狩猟期間については、更なる捕獲の促進を図るため、引き続き終期を3月15日に延長する（図17）。

なお、始期についても、引き続き 11 月 1 日とし、11 月 15 日までは狩猟事故防止の観点からわな猟に限る。

イ 狩猟鳥獣（ニホンジカ・イノシシを除く）捕獲禁止区域の指定

イノシシによる被害が発生している鳥獣保護区については、被害の発生状況やイノシシの生息状況をふまえ、狩猟鳥獣捕獲禁止区域としての指定を検討する。

令和 11(2029) 年度末に設定期間の終期を迎える狩猟鳥獣捕獲禁止区域は 12 箇所存在するが、周辺地域の被害の状況に応じ、狩猟鳥獣捕獲禁止区域として指定するかを隨時検討する（図 18）。

ウ くくりわな直径規制の解除

イノシシをくくりわなで捕獲する場合、ツキノワグマの誤認捕獲を防止するために、わなの直径を 12cm 以内とすることが法により定められている。このためツキノワグマを誤認捕獲する恐れのない区域については、イノシシの捕獲を推進するため、規制を解除する（図 17）。

④ 指定管理鳥獣捕獲等事業等の活用による捕獲の推進

県域レベルの観点で捕獲圧が不足していると考えられる地域においては、指定管理鳥獣捕獲等事業を活用し、県自ら捕獲を実施する。

県南部に位置する渡良瀬遊水地においては、イノシシの生息が確認され、周辺地域での農業・人身被害が発生しているが、茨城・群馬・埼玉との 4 県にまたがっていることから、「渡良瀬遊水地連携捕獲協議会」による調査・捕獲を行っていく。

また、国に対してもその管理地における積極的な実施を要請していく。

⑤ 他の鳥獣類への配慮

捕獲の実施にあたっては、イヌワシやクマタカをはじめとする希少猛禽類や他の野生生物の生息に支障とならないように配慮するよう、捕獲従事者に周知する。

近年、わな設置数の増加に伴い、ツキノワグマの誤認捕獲もあることから、栃木県ツキノワグマ管理計画（四期計画）に基づき、次の誤認捕獲防止の取組を促進していく。

ア イノシシ捕獲用の箱わなを使用する場合には、わな天井部に枠の大きさ 30 cm 程度の脱出口を設ける。この場合において、クマが餌を食べても脱出できることを覚え、繰り返しわなにかかることがあること、また、脱出口にクマが引っ掛かることがあります、その状態で人が近づくと危険であることから、以下の点に注意する。

(ア) 誘引された動物を確認した上で扉を落とす仕掛け（トリガー）を設置する。

(イ) 箱わなを設置した付近でクマ類の生息が確認された場合や、クマによる箱わなの利用が確認された場合は、箱わなの扉を閉める、又は箱わなを移動する。

(ウ) クマが誘引された場合、又は誘引される恐れがある場合は、葉菜類などのクマ類を誘引しづらい餌に代える。

イ クマが生息する地域でくくりわなを使用する場合は、輪の径をクマの足よりも小さく 12cm 以下とし、クマがかかりにくいようにするとともに、かかった場合のことを考慮し、手負いにならないようワイヤーの太さを 4mm 以上とする。また、くくりわなを設置した箇所付近で

クマの出没が確認された場合は、くくりわなを移動するか、設置を中止する。

また、クマが錯誤捕獲された場合には、捕獲者は、クマ捕獲等許可権者に速やかに連絡することとし、人に対し緊急な危害が差し迫っている場合を除き、クマ捕獲等許可権者の指導のもと、原則として捕獲者の責任においてその場又はその付近で放獣するものとする。なお、放獣作業については高い専門性が求められることから、県は技術的な支援を行う。

(4) 捕獲体制の整備

① 新たな担い手の確保

狩猟免許取得者を増やすため、県は、農林業被害を受けている農林業者、大学生等の若者や女性に対し、狩猟の魅力を伝える講座の開催や狩猟免許試験チラシの配布等を行い、狩猟のPR等による免許取得の促進を図るとともに、免許試験の土日開催などにより狩猟免許試験に係る負担軽減を図る。また、新規狩猟免許取得者を狩猟者登録につなげるための支援を行い定着につなげる。

また、令和6(2024)年度に開始する林業大学校研修の中で、鳥獣対策や狩猟に関するカリキュラムを実施し、学生への狩猟免許取得を促す。

② 狩猟者の負担軽減と捕獲の効率化

県は、狩猟免許を所持しない者が捕獲に参画する補助者制度の普及を図るとともに、ICTを活用したスマート捕獲技術※の実証・普及により、狩猟者捕獲活動の負担軽減を図る。

また、箱わなや囲いわなの効果的な餌付け手法や、グループごと捕獲する手法など、これまでに効果が確認されている効果的な捕獲手法について、普及を図っていく。

捕獲報告の際には、これまでに開発された捕獲アプリの活用を推進することにより、従事者の負担軽減や集計作業の効率化を図る。

※「ICTを活用したスマート捕獲技術」は、ICT:Information and Communication Technology(情報伝達技術)を活用し捕獲状況や出没状況等を把握することにより、作業の効率化、省力化を図りながら捕獲する技術をいう。

③ 初心者等の育成

初心者や捕獲実績のない者の捕獲及び安全な止めさしについての技術向上のため、栃木県林業センターやベテランハンターによる捕獲技術等の伝達・継承を内容とする実践的な技術研修会を開催し、担い手の育成を進めていく。

④ 狩猟者のマナーアップ

捕獲個体の放置や、立ち入り禁止区域への無断侵入などが発生しないよう、県は、狩猟者登録資料や狩猟免許更新講習等の機会を活用し、マナーアップについての周知を図っていく。

⑤ 認定鳥獣捕獲等事業者の活用

県の行う指定管理鳥獣捕獲等事業の実施において専門的な捕獲技術を持った認定鳥獣捕獲

等事業者を活用するとともに、技術向上のための研修会を開催する。

⑥ 円滑な捕獲に向けた連携強化

イノシシを目撃した際などに、捕獲に向けて円滑に取り組むことができるよう、市町は捕獲従事者等の関係者と緊密な連携を図るとともに、複数市町にまたがって出没した際には、県や関係機関が連携し速やかな対応に努める。

(5) 地域ぐるみの対策

イノシシによる被害を軽減するために、「防護」、「環境整備」、「捕獲」の被害対策の3本柱を集落単位で行う地域ぐるみの取組みを推進する。

特に、鳥獣被害対策の専門家である鳥獣管理士等を活用し、住民が主体となった総合的な対策を促進するとともに、対策の成功事例を市町や農業団体等を通して被害発生地域に広く周知し、地域間の獣害対策に対する温度差を解消する。

また、県は宇都宮大学等と連携し、引き続き、鳥獣害対策の指導者となる鳥獣管理士等の専門家を養成する。

(6) 市街地等出没による人身被害の防止

全国ではイノシシの市街地等出没により人身被害等が発生している。県内では、恒常に市街地等に出没する状況ではないが、気象災害等により、生息地を一時的に追われるなどして突然的にイノシシが出没することが想定される。このような場合に備え、野生鳥獣の保護管理に関連しない行政窓口に出没情報が通報された場合でも適切に対応ができるよう、連絡体制の整備、基本的な対応の定期的な確認、演習等を行う。

(7) 豚熱等対策

県は、予防的対策として、有害鳥獣捕獲や狩猟等による捕獲の強化や、豚熱経口ワクチンの散布、捕獲従事者に対する研修、狩猟者への消毒資材の配布、浸潤状況調査（サーベイランス）の実施、防疫演習等を用いた関係機関との防疫体制の構築など、捕獲の強化と防疫対策を引き続き実施する。

万が一、県内や隣接県において野生イノシシにアフリカ豚熱の感染が確認された場合には、イノシシの移動制限対策や、捕獲のさらなる強化など感染拡大防止の徹底を図っていく。

9 計画の実施体制

(1) 合意形成

本計画の進捗管理、対策の効果の検証・評価及び情報の共有については、総合的な野生鳥獣保護管理推進策を関係機関が連携して検討するために設置されている、栃木県野生鳥獣保護管理連絡会議（以下「連絡会議」という。）及び専門委員会を、合意形成機関として位置付けて行うこととする。

(2) 被害防止計画等の作成

市町が鳥獣被害防止特措法に定める被害防止計画を作成する場合には、本計画との整合性を図るものとし、県は必要な支援を行う。

なお、市町が鳥獣被害防止特措法に定める被害防止計画を作成した場合には、これを特定鳥獣保護管理地域計画とみなすものとする。

(3) 役割分担

① 行政機関

ア 県

【全般】

- ・ 第二種特定鳥獣管理計画の策定
- ・ 野生鳥獣保護管理に係る各種会議の取りまとめ
- ・ モニタリングの実施、取りまとめ
- ・ 県民に対する獣害対策についての普及啓発

【個別対策】

- ・ 市町等が行う対策の経費的・技術的支援（下記②行政機関以外のア、イ、ウに対応）
- ・ 狩猟者の確保・育成や効率的・効果的な捕獲技術の研究と実証、指定管理鳥獣捕獲等事業の実施（下記②行政機関以外のウに対応）
- ・ 大学等と連携した対策指導者の養成・活用（下記②行政機関以外のエに対応）
- ・ 県有地等における被害対策の実施

イ 市町

【全般】

- ・ 被害防止計画の策定
- ・ モニタリングにおける必要な情報（捕獲報告、被害情報等）の提供
- ・ 地域住民に対する獣害対策についての普及啓発

【個別対策】

- ・ 被害対策の実施（下記②行政機関以外のア、イ、ウに対応）
- ・ 育成された対策指導者の活用（下記②行政機関以外のエに対応）

ウ 国

【全般】

- ・ モニタリングにおける必要な情報の提供

【個別対策】

- ・ 国有地における被害対策の実施（下記②行政機関以外のウに対応）

② 行政機関以外

ア 防護

【農業団体】

- ・ 農業者が行う対策の支援

【県民】

- ・ 自己所有地（農地等）の対策

イ 環境整備

【県民】

- ・ 自己所有地（農地・里山林等）の適正管理
- ・ くず野菜や不要果樹等の適正処分

ウ 捕獲

【猟友会】

- ・ 狩猟の安全確保に係る取組
- ・ 技術研修等への協力

【狩猟者】

- ・ 捕獲の担い手として、県または市町等の要請に基づく必要な措置の実施
- ・ モニタリングへの協力（捕獲情報の報告等）

【認定鳥獣捕獲等事業者】

- ・ 指定管理鳥獣捕獲等事業等の捕獲への協力

エ その他

【大学】

- ・ 対策指導者の養成
- ・ 対策技術の研究・普及

【鳥獣管理士】

- ・ 専門知識を活かした調査及び対策の指導等
- ・ 調査等への協力

【学識経験者】

- ・ モニタリング結果や計画等への助言

(4) 計画の評価

計画の目標達成度を把握するために、生息や捕獲、被害の状況や対策とその効果等について継続してモニタリングを行い、対策の有効性を判断する材料とする。

また、栃木県野生鳥獣保護管理連絡会議において、モニタリング結果等について検討を行う。

10 その他管理のために必要な事項

(1) 鳥獣被害実施隊の設置促進

市町が被害防止計画に則した実効性のある対策を可能とするため、県は鳥獣被害防止特措法に基づく鳥獣被害防止対策実施隊の設置を促進する。

(2) 調査・研究の推進

効率的・効果的な捕獲技術の開発や被害防除手法についての調査・研究を推進する。

実施にあたっては、栃木県林業センターを拠点として、大学や関係機関等との連携を図ること

とする。

調査・研究の成果は、狩猟者や農林業者等の被害防除実施者等に積極的に普及する。

(3) 隣接県等との協力

県の東部や南西部など生息地が他県にまたがる地域においては、「茨城栃木鳥獣害広域対策協議会」等の組織を活用し、隣接する県や市町村等と情報を共有して連携を図り、広域的な課題を取り組んでいく。

茨城県、栃木県、群馬県及び埼玉県の4県境にまたがる渡良瀬遊水地では周辺市町へのイノシシ出没や農業被害が発生していることから、4県で令和4(2022)年度に設立した「渡良瀬遊水地連携捕獲協議会」により、調査や捕獲等の対策を推進していく。

(4) 捕獲個体の有効利用

捕獲個体の有効利用を図ることは、捕獲の促進はもとより、地域おこしの観点からも有効であると考えられるが、現在は福島第一原発事故に起因する放射性物質により、原則、県内で捕獲されたシカ・イノシシの肉については出荷が禁止（制限）されている。

よって、将来的な出荷制限の解除や食肉利用の可能性を視野に、放射性物質調査を実施しデータの蓄積を図っていく。

一方で、例外的に出荷が認められている那珂川町イノシシ肉加工施設で安全が確認されたイノシシ肉の流通などを通して、獣肉の有効活用に対する県民理解の促進と気運の醸成に努める。

(5) 普及啓発

野生動物と人間とのすみわけを図るために、県民一人ひとりに対し、野生鳥獣の生態や保護及び管理の必要性等について正しい理解の普及に努める。

また、鳥獣の適切な保護及び管理のためには、増えすぎている動物を積極的に捕獲し、生息数を減少させることが不可欠な場合があることについても理解を求めていく。

資料 1

イノシシの生息数の推定と捕獲目標の設定について

1 実施内容

(1) 生息数の推定

捕獲数の推移及び生息数と相関のある指標^{※1}の推移に着目した推定手法（階層ベイズモデル）を用いて、過去に遡って生息数を推定した。

(2) 将来予測と捕獲目標の設定

推定された生息数及び自然増加率^{※2}から、令和 10(2028) 年度までの生息数を予測し、当面の捕獲目標を設定した（生息数については令和 10(2028) 年度末までに 4,700 頭^{※3}とする）。

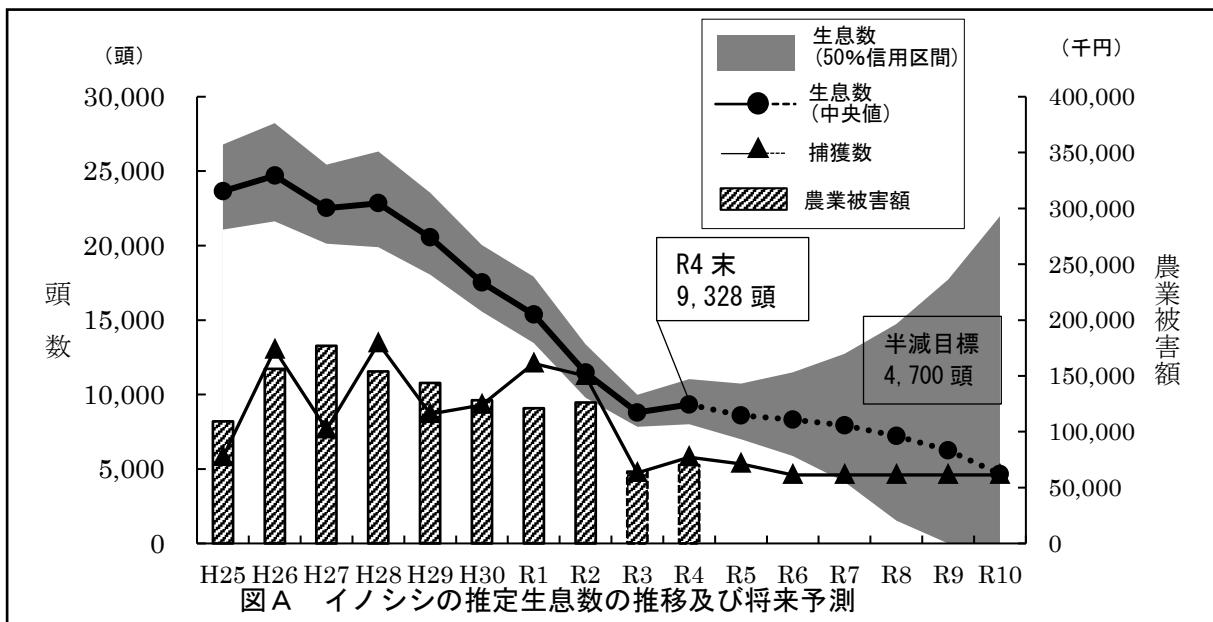
2 結果（図 A）

(1) 生息数の推定

- ・令和 4 (2022) 年度末の生息数は、9,328 頭（中央値）と推定された。
- ・推定生息数は、近年、減少傾向で推移していると考えられた。

(2) 将来予測と捕獲目標の設定

- ・当面の捕獲目標を年間 4,600 頭とし、目標達成状況や捕獲・被害状況等を踏まえ、見直していくこととする。



※1 生息数と相関のある指標には、捕獲数、目撃効率、捕獲効率（銃、箱わな及びくくりわな）、堅果類の豊凶、掘り起こし発生状況を使用した。

※2 自然増加率とは、狩猟など人間による捕獲がない状況での年間の個体数の増加割合をいう。

※3 令和 10(2028) 年度末の生息数については、令和 4 (2022) 年度末生息数に基づき、その半減を目指すこととしている。9,328 × 1/2 = 4,700

資料2

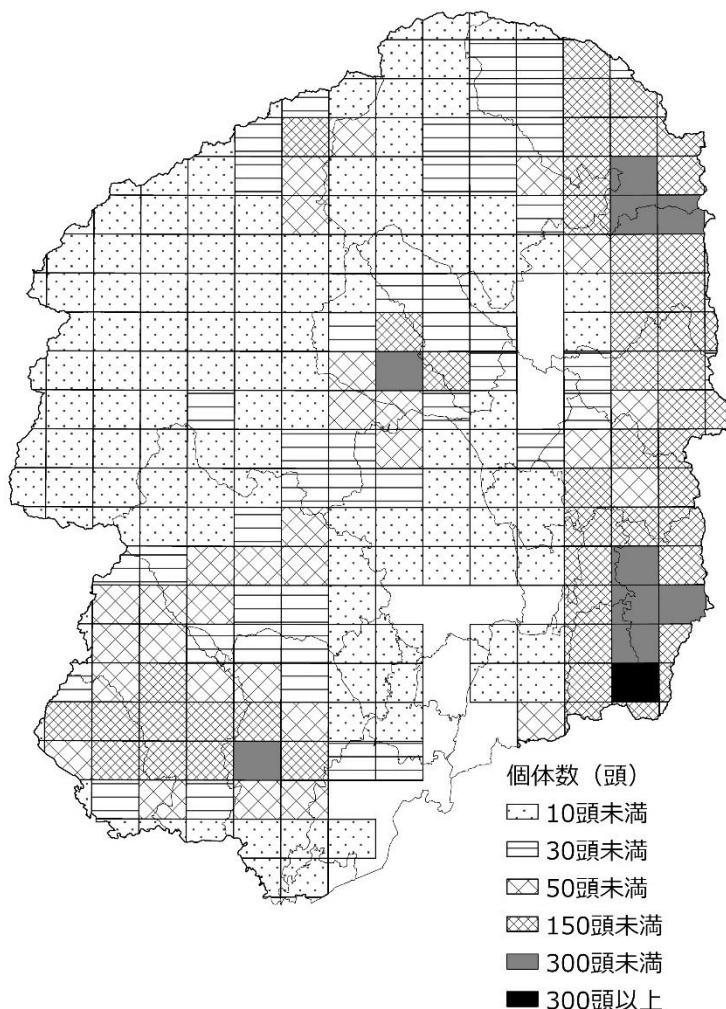
イノシシの生息数の分布について

1 作成方法

階層ベイズモデルを用いて推定した生息数（資料1を参照）を、約5km×5kmメッシュの単位で収集された目撃効率等データ※をもとに按分して作成した。

2 分布状況（図B）

- ・全ての市町においてイノシシの存在が確認されている。
- ・個体数は県南西部と東部で高い値となっている。



図B 生息数分布（令和4（2022）年度）

※ 目撃効率等のデータは、目撃効率のほか、捕獲効率（銃、箱わな及びくくりわな）のデータを使用した。

附属図表

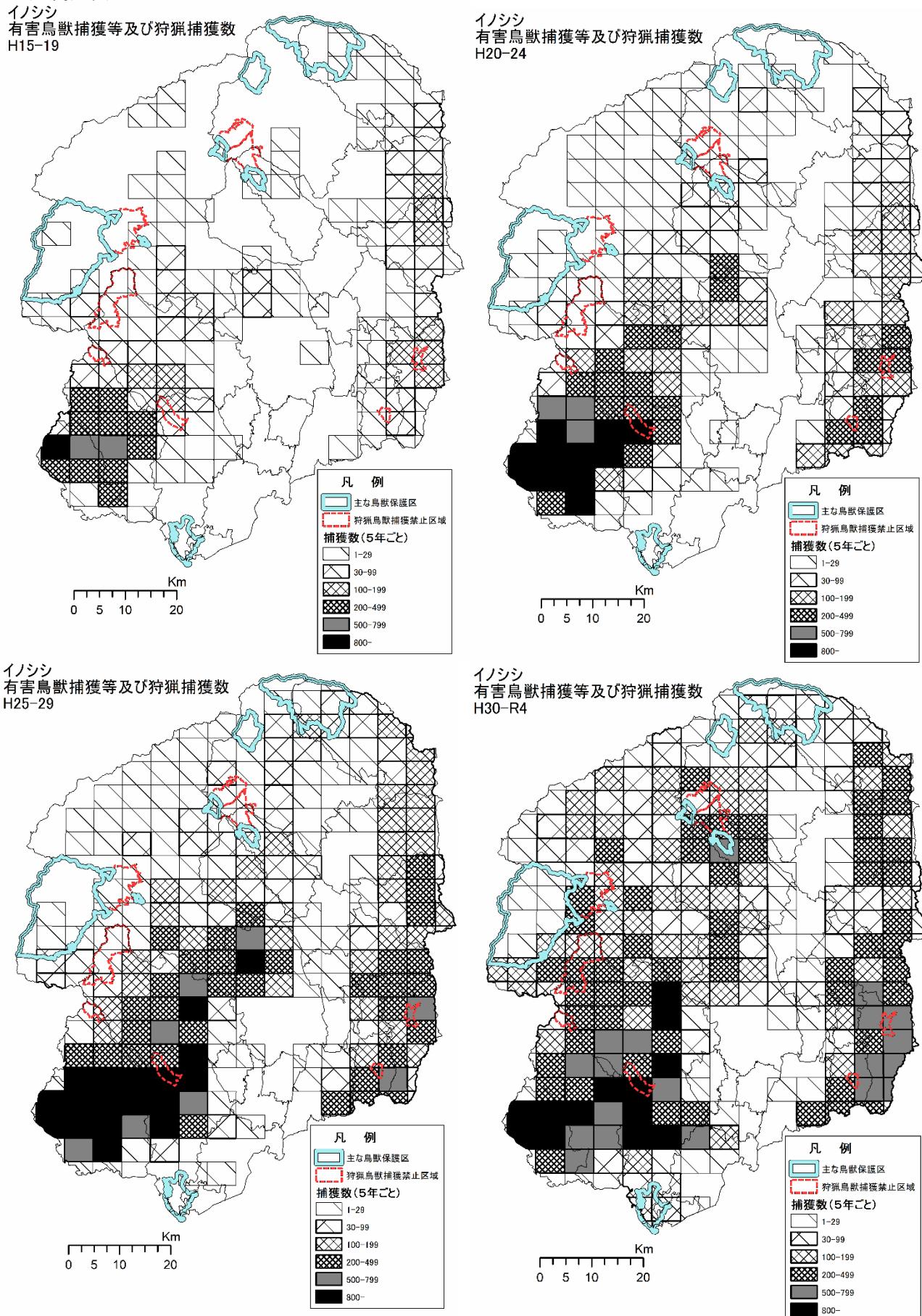


図 1 捕獲分布の推移

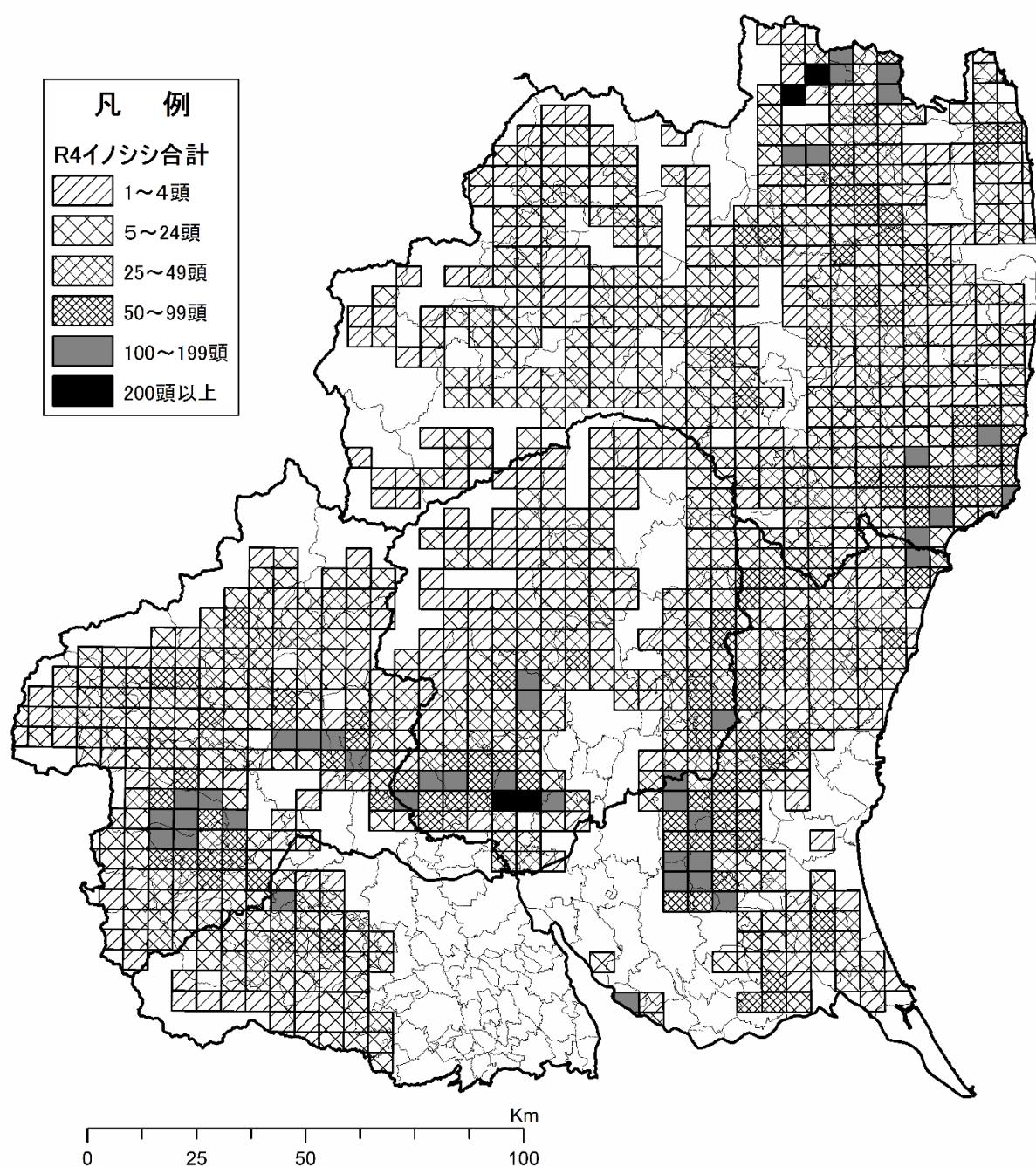


図 1－2 有害捕獲等及び狩猟によるイノシシの広域捕獲分布(令和4(2022)年度)

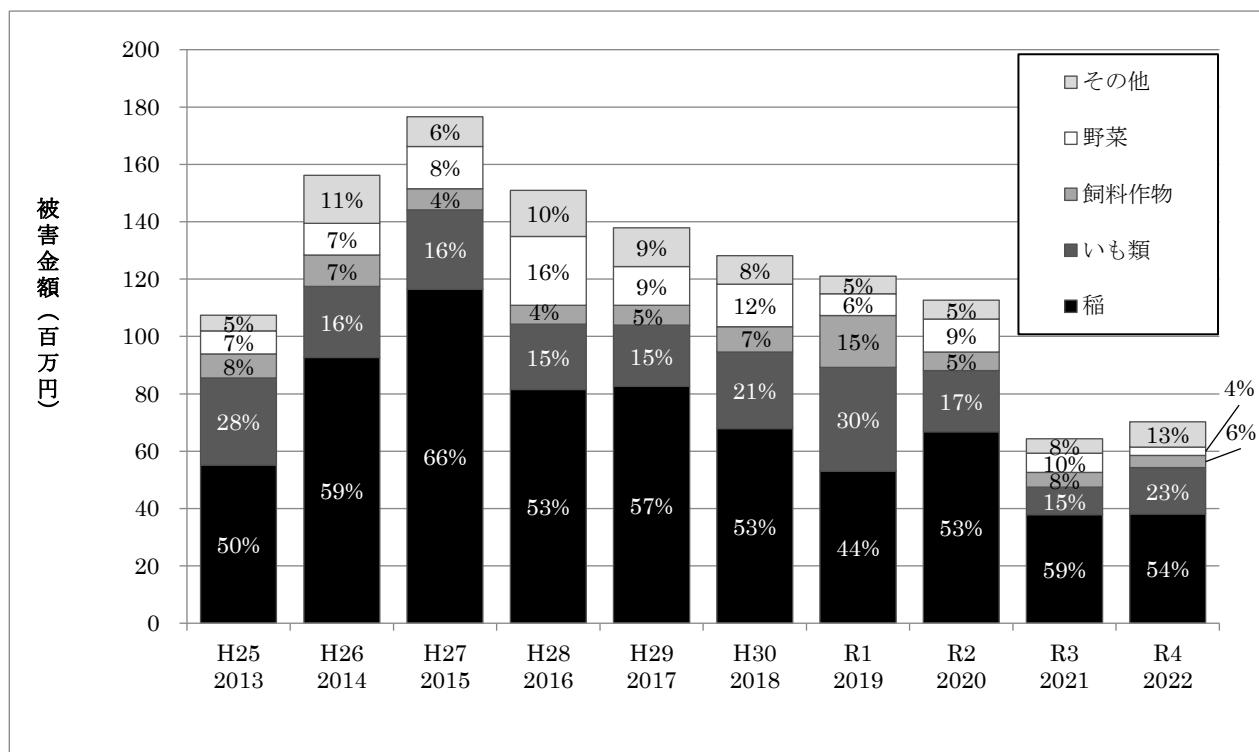


図2 被害金額の推移（作物別）

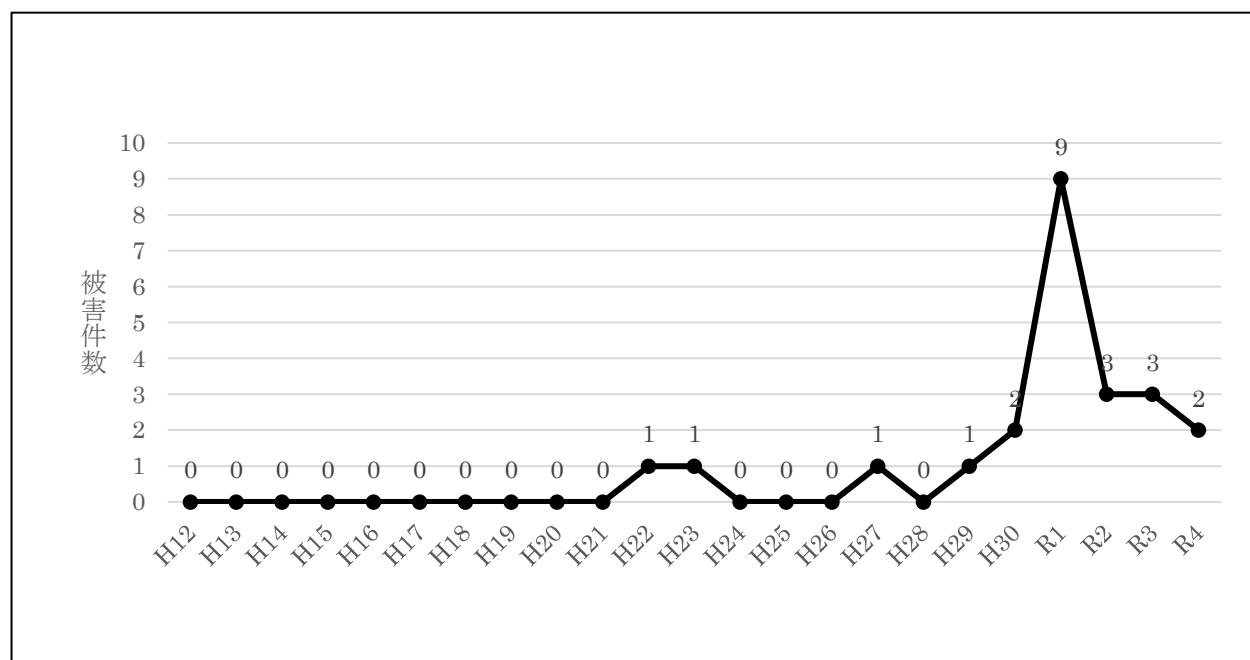
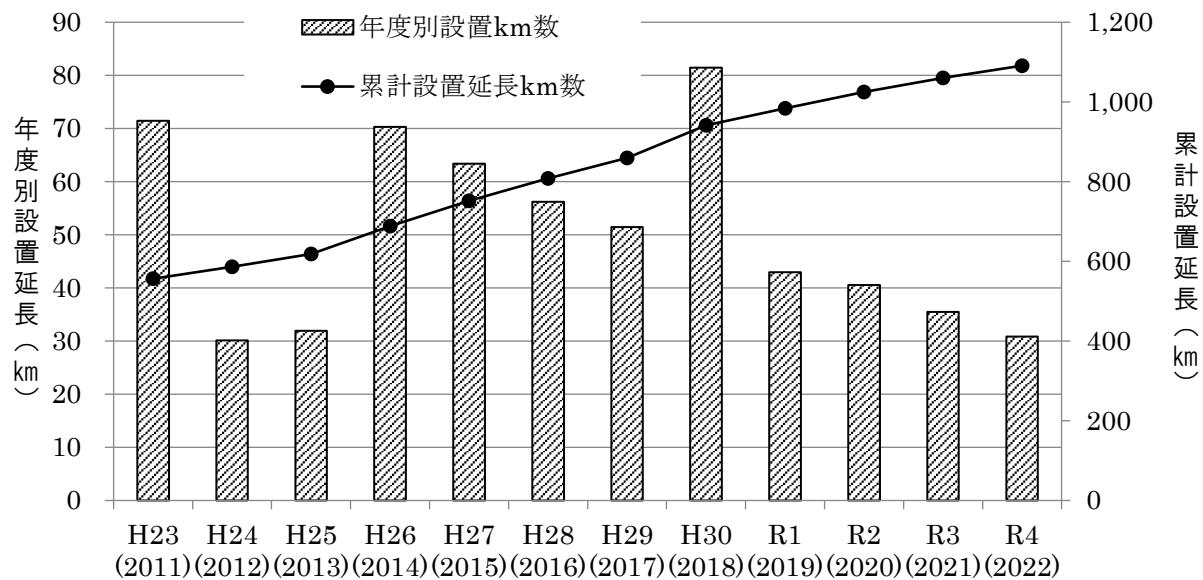


図3 イノシシによる人身被事件数の推移



※ 侵入防止柵の延長距離は、鳥獣被害防止総合対策交付金等の国庫事業及び県単事業により設置された柵（ワイヤーメッシュ柵、電気柵等）を計上

図4 イノシシ（対ニホンジカ兼用）侵入防止柵の設置状況

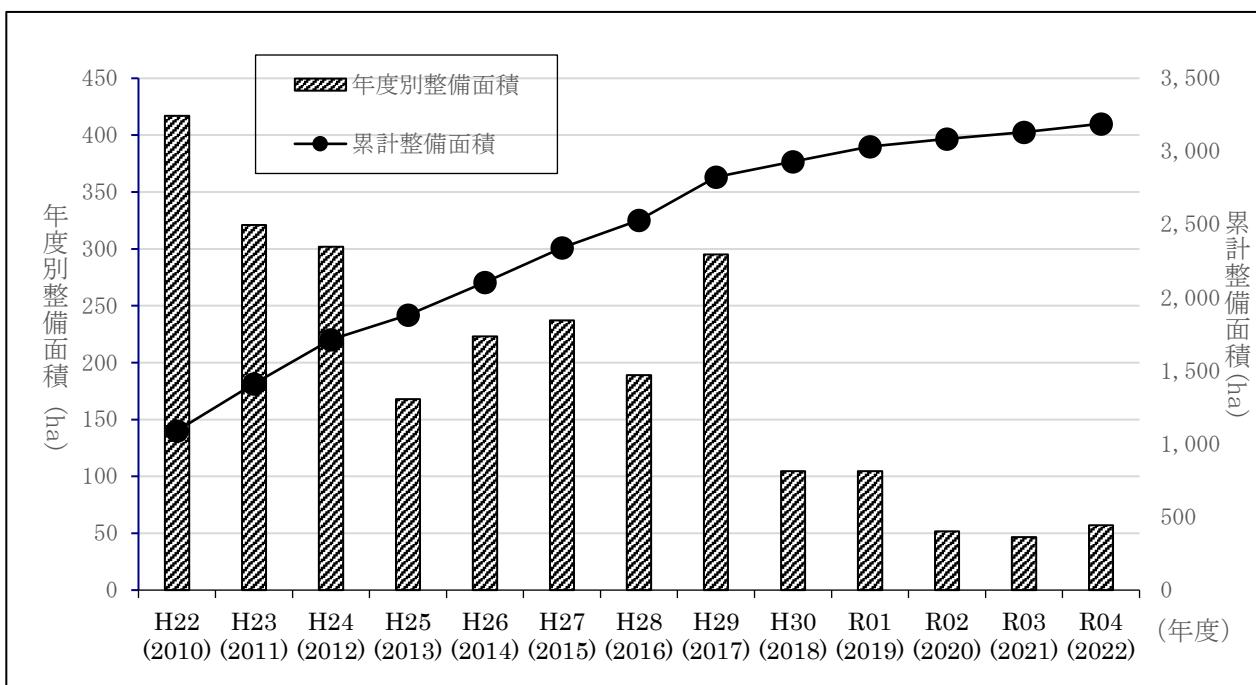


図5 里山林整備事業（獣害軽減）実施状況

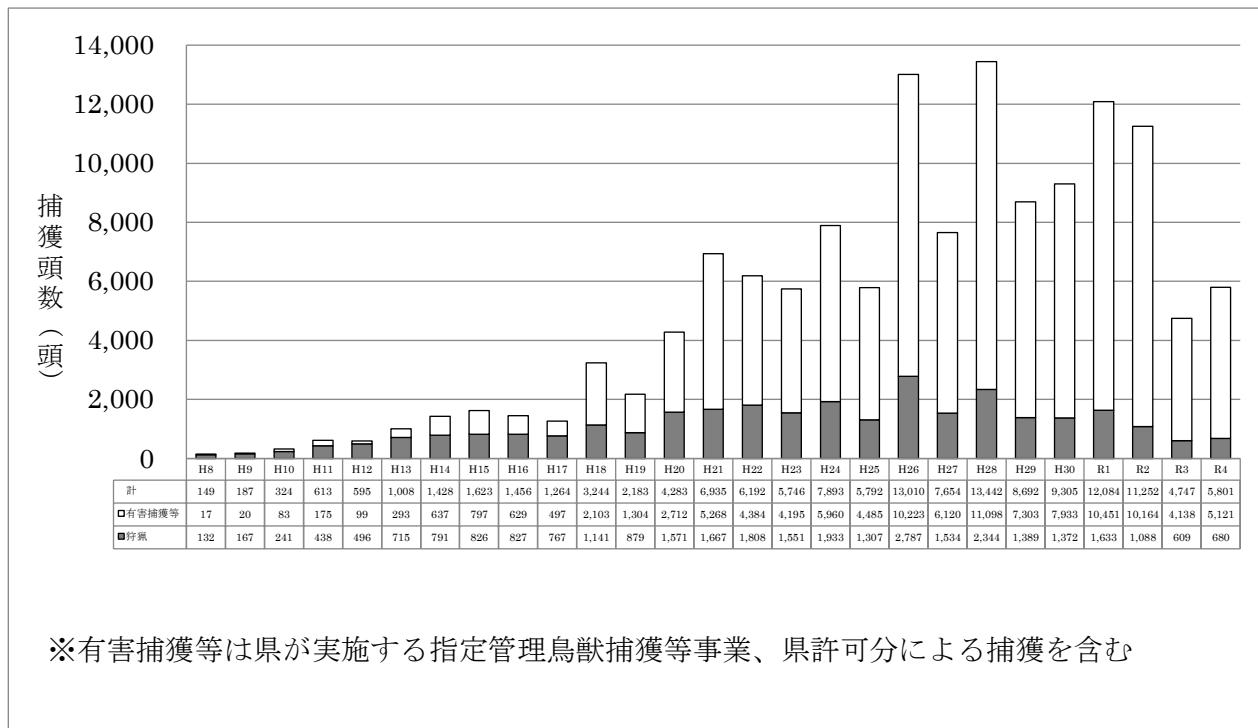


図6 捕獲頭数の経年変化

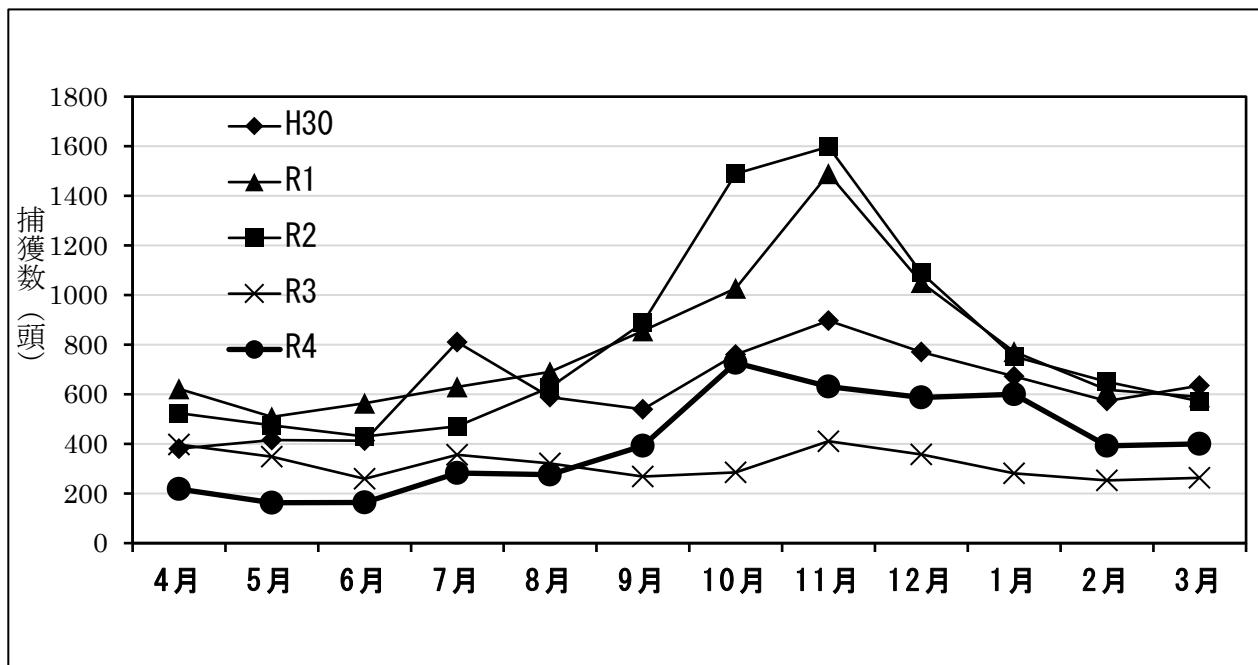


図7 有害捕獲等における月別捕獲数

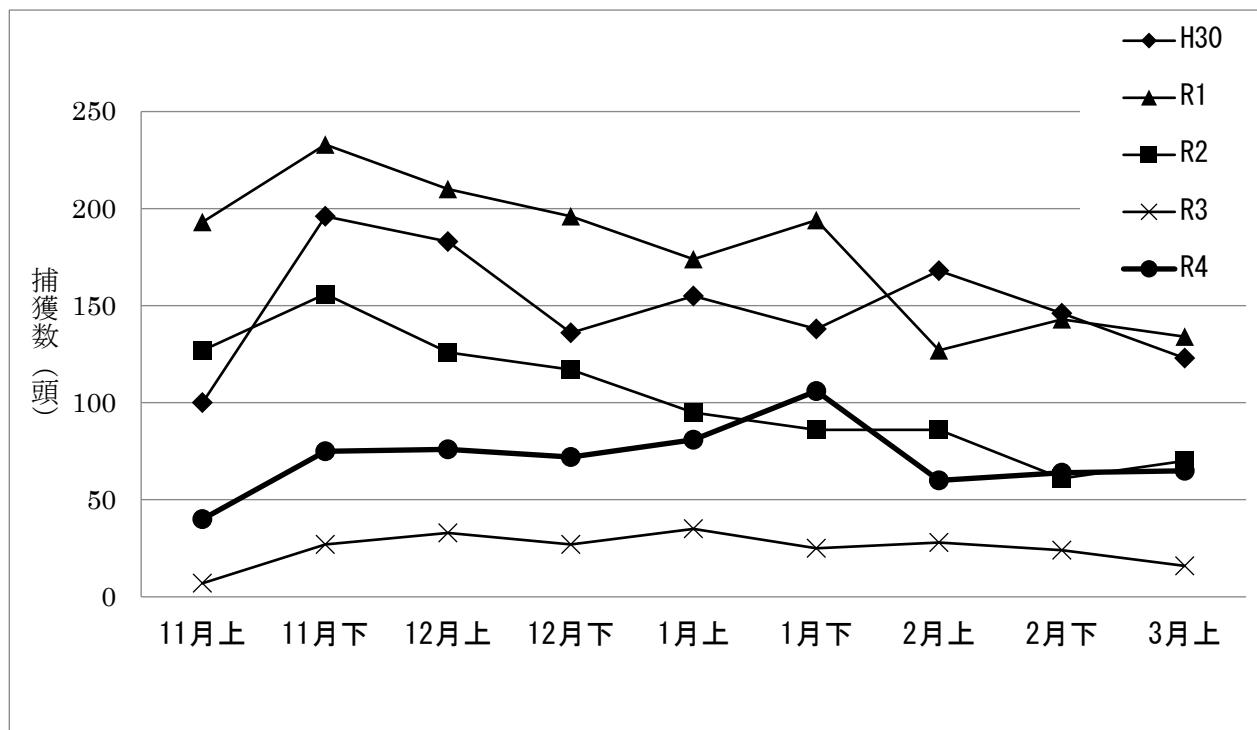


図8 狩猟期間中の捕獲数推移

表1 令和4(2022)年度における獣具別捕獲数

【有害捕獲等】

地 域	銃	箱わな	ぐくりわな	その他・不明	計
県東地域	44 (3.2)	116 (8.4)	1068 (77.1)	157 (11.3)	1,385 (100.0)
県南西地域	65 (1.9)	1502 (42.8)	1786 (50.9)	154 (4.4)	3,507 (100.0)
県北地域	17 (7.4)	18 (7.9)	176 (76.9)	18 (7.9)	229 (100.0)
計	126 (2.5)	1,636 (31.9)	3,030 (59.2)	329 (6.4)	5,121 (100.0)
		わな計	4,666 (91.1)		

【狩猟】

地 域	銃	箱わな	ぐくりわな	その他・不明	計
県東地域	92 (43.2)	42 (14.5)	155 (53.6)	0 0.0	289 (100.0)
県南西地域	81 (23.8)	77 (22.6)	182 (53.5)	0 0.0	340 (100.0)
県北地域	40 (63.4)	0 0.0	11 (21.6)	0 0.0	51 (100.0)
計	213 (31.3)	119 (17.5)	348 (51.2)	0 0.0	680 (100.0)
		わな計	467 (68.7)		

※表中の括弧内の数字は割合(%)を示す。

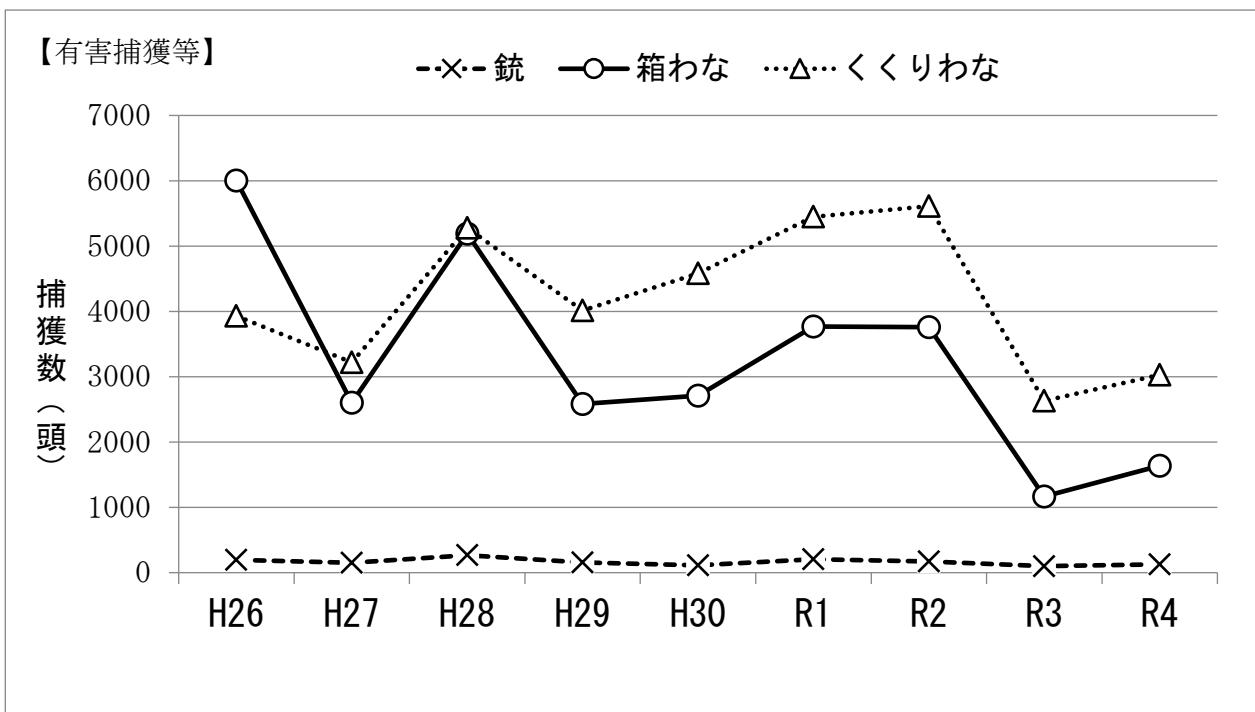


図9 猿具別捕獲数（有害捕獲等）

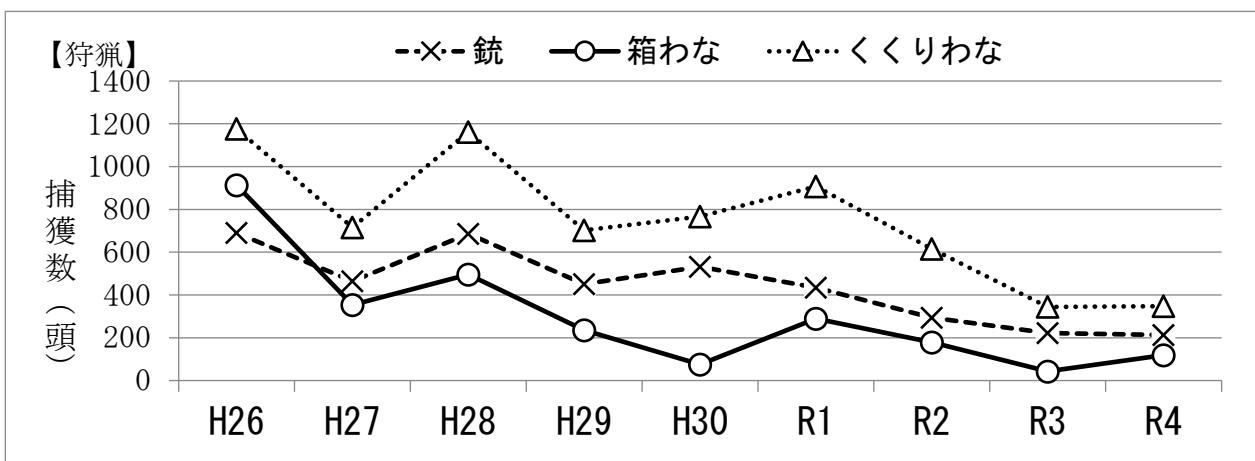


図10 猿具別捕獲数（狩猟）

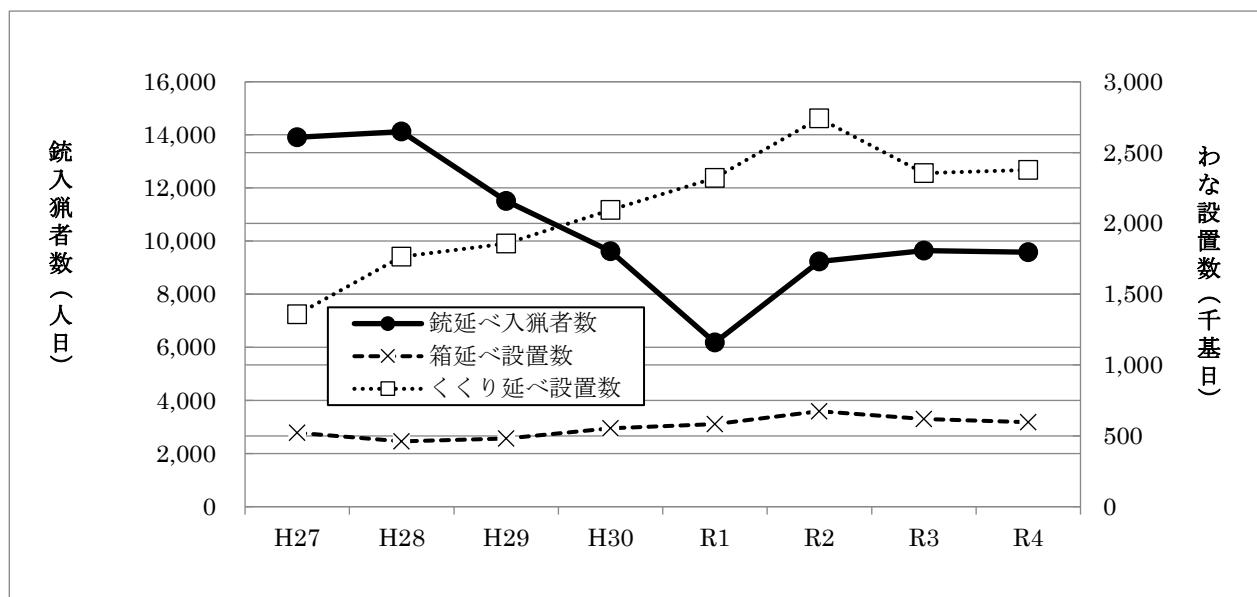


図 11 捕獲努力量の年変化（有害捕獲等）

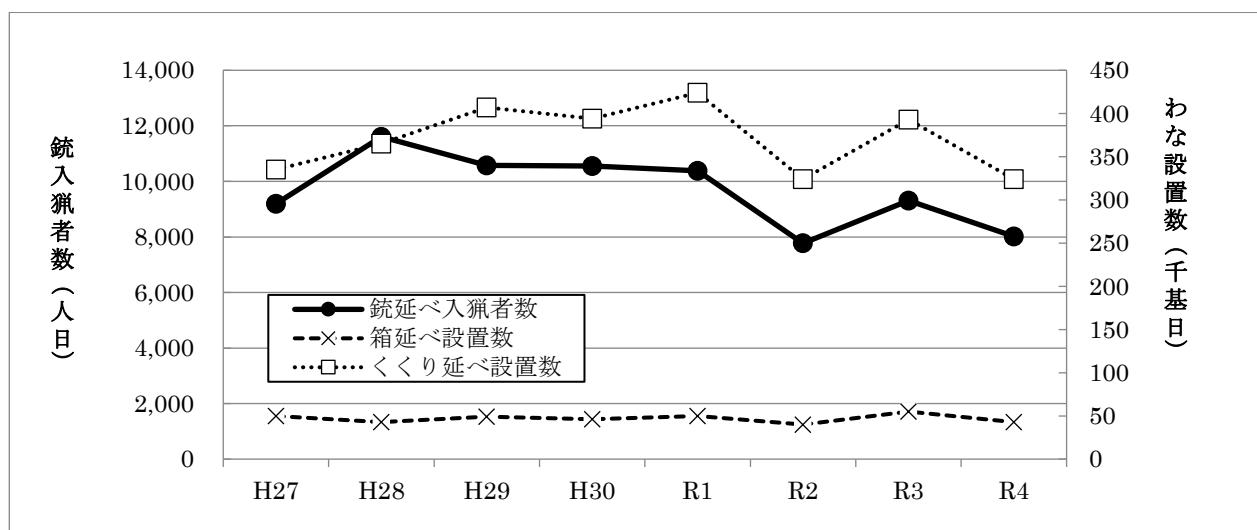


図 12 捕獲努力量の年変化（狩猟）

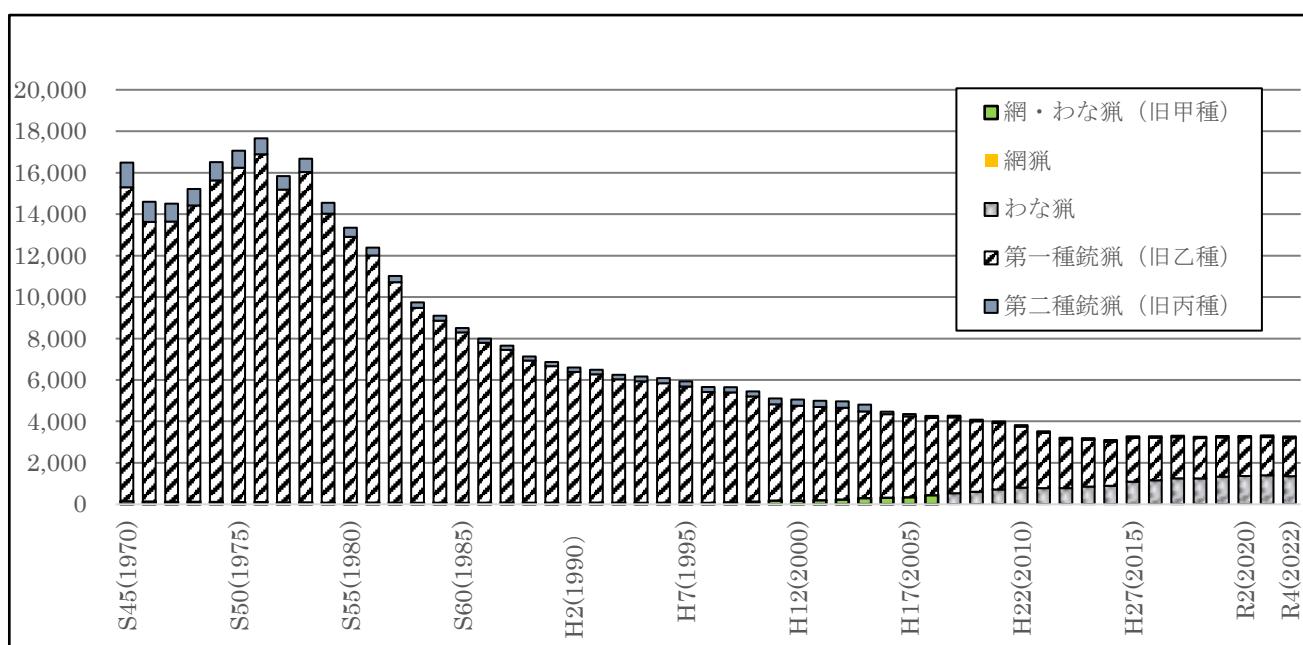


図 13 免許種別狩猟者登録件数の推移

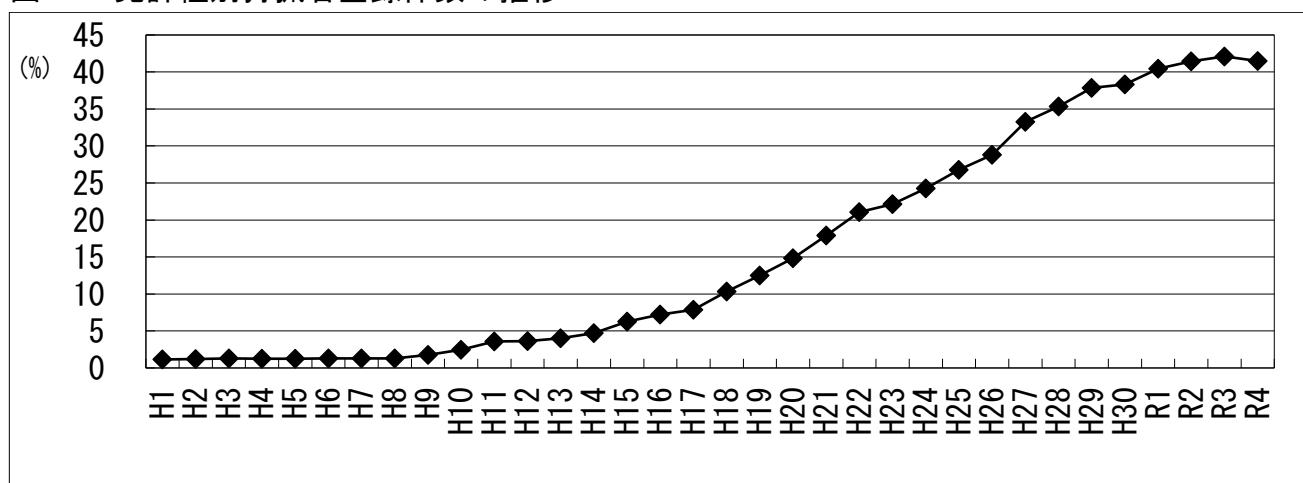


図 14 狩猟者登録件数に占めるわな猟の割合

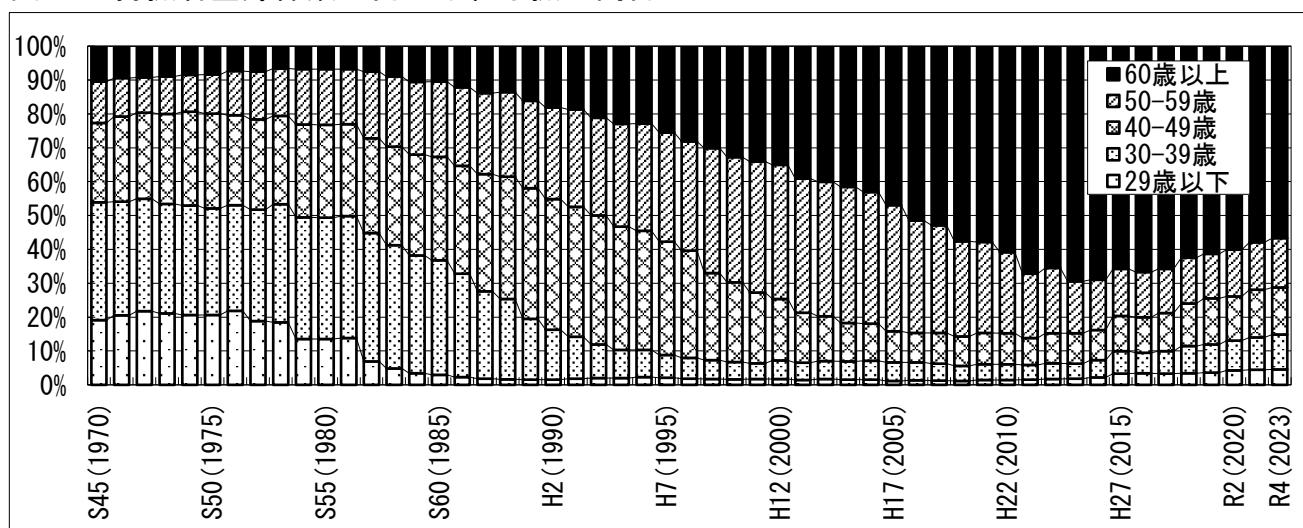


図 15 年齢層別狩猟免許交付件数割合の推移

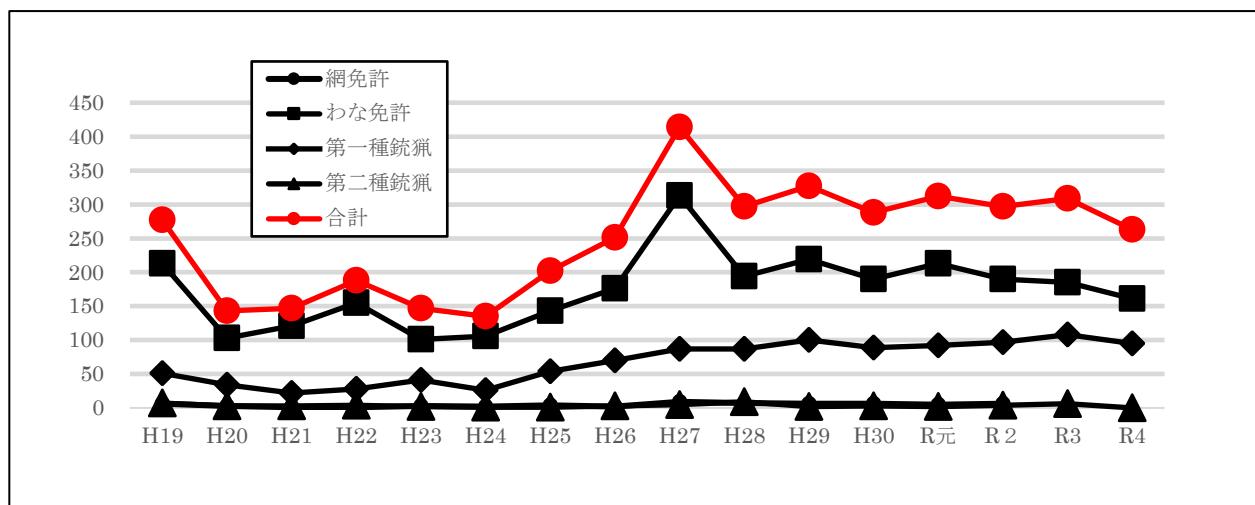
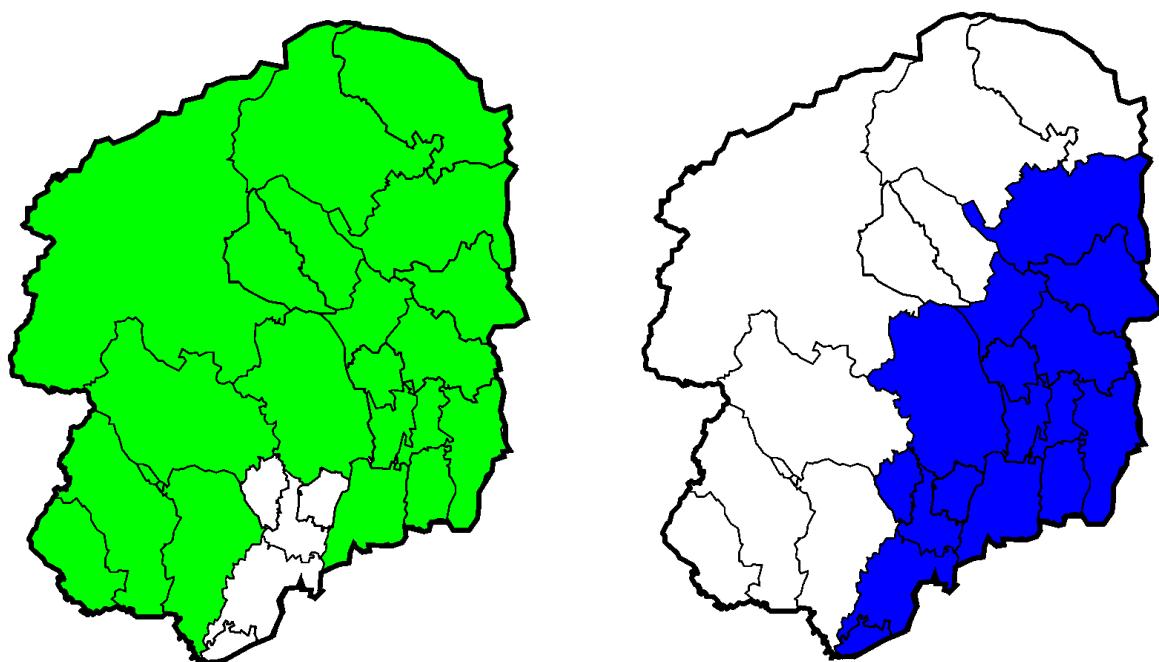


図 16 新規狩猟免許取得者数の推移



5市町（小山市、下野市、上三川町、壬生町、野木町）
を除く県内全域で狩猟期間を延長（11/1～3/15）

16市町（宇都宮市、小山市、真岡市、大田原市、さくら市、那須烏山市、下野市、上三川町、益子町、茂木町、市貝町、芳賀町、壬生町、野木町、高根沢町、那珂川町）

図 17 狩猟期間延長区域（左）及びくくりわな直径 12cm 規制解除区域（右）

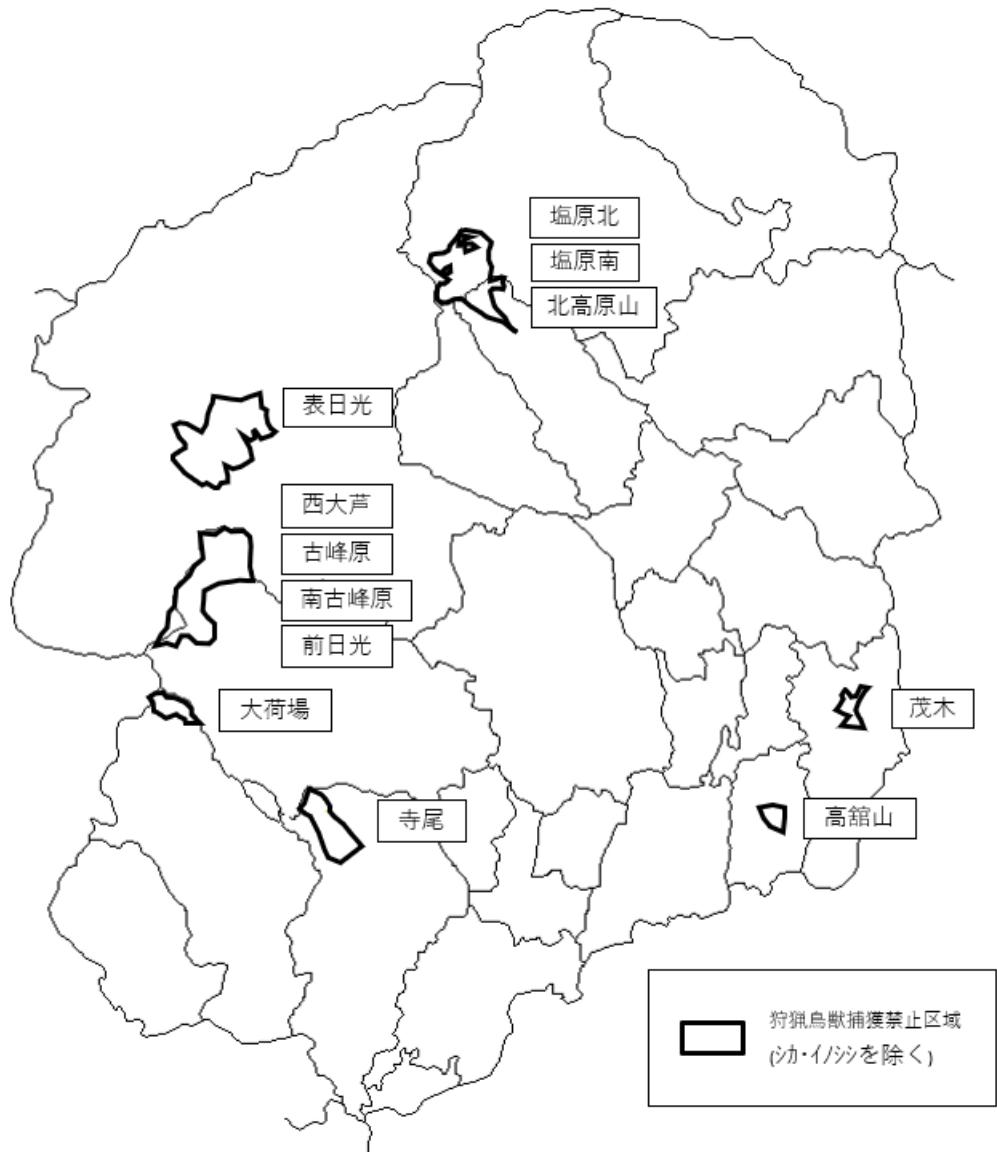


図 18 獵鳥獣捕獲禁止区域（令和6年4月1日現在）